

議案第九十七号

中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年十一月二十日

提出者 中央区長 山本泰人

中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月中央区条例第二十四
号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健
康診断」を「次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）
第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診
断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表
の下欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利
用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下
「乳幼児」という。）の利用開始前の健康
診断

利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断

乳幼児に対する健康診査

利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は
臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十
二号）の施行に伴い、乳幼児に対し母子保健法に基づく健康診査が行われた場合であつて、一定の要
件を満たすときは、利用開始時の健康診断等を省略できるようにするため、この条例案を提出します。